

令和8年(2026年)10月16日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件について
- 2 意見書の取扱いについて
- 3 所管事項継続調査について
- 4 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 5 その他
 - （1）令和8年第4回定例会の日程について
 - （2）令和9年第1回定例会の日程について
 - （3）その他

資料 1

令和 8 年(2026 年)10 月16 日

令和 8 年第 3 回中野区議会定例会追加提出案件

◆ 同意案件

1 中野区副区長選任の同意について

令和 8 年 10 月 16 日をもって任期満了となる副区長の後任者として、次の方
を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めます。

氏 名 あおやま 青山 けいいちろう 敬一郎 さん

生年月日 昭和 38 年(1963 年) ●月●日 (●●歳)

住 所 東京都国分寺市●●●

主な経歴 別紙のとおり

あおやま けいいちろう
青山 敬一郎 さん

主な経歴

昭和60年（1985年）	早稲田大学法学部卒業
昭和63年（1988年）	中野区入区
平成19年（2007年）	教育委員会事務局教育改革担当課長
平成20年（2008年）	教育委員会事務局学校再編担当課長
平成21年（2009年）	管理会計室副参事（税務担当）
平成23年（2011年）	区民サービス管理部副参事（税務担当）
平成24年（2012年）	区議会事務局次長
平成26年（2014年）	都市政策推進室副参事（産業振興担当）（統括副参事）
平成29年（2017年）	政策室参事（企画担当）
平成30年（2018年）	鷺宮すこやか福祉センター所長
平成31年（2019年）	区民部長
令和3年（2021年）	子ども教育部長、教育委員会事務局次長
令和4年（2022年）	中野区副区長

現 職

中野区副区長

資料 2

令和8年(2026年)10月16日
議会運営委員会資料

意見書の取扱いについて

- DV等被害者支援措置としての住民基本台帳閲覧制限等の期間見直しを求める意見書
- 夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書
- 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書
- 裁量労働制の拡大に反対する意見書
- 残業指導見直しの撤回を求める意見書
- 陸上自衛隊中央情報隊による「情報収集」の解明を求める意見書

DV等被害者支援措置としての住民基本台帳閲覧制限等の期間見直しを求める意見書（案）

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）が実施されている。

この支援措置は、加害者による住民票の写し等の不当な取得を防ぎ、被害者の安全を守る上で極めて重要な制度である。しかしながら、現行制度では支援措置の期間は原則として1年に制限されている。継続を希望する場合は毎年、相談機関への相談や市区町村窓口での手続きを改めて行う必要があり、被害者の大きな負担となっている。

被害者は、加害者からの追跡を恐れながら生活を再建している中で、毎年窓口に赴き、過去の被害を繰り返し説明する必要が生じる。これにより精神的負担が増大し、フラッシュバックを誘発するケースや、手続きを断念せざるを得ないケースも報告されている。近年、一部の手続き簡素化やシステム改善に向けた動きも見られるが、依然として1年ごとの更新を前提とした部分的な改善にとどまっており、被害者の負担軽減という根本的な課題の解決には十分とは言えない。

また、DV等の被害状況は、1年という短期間で劇的に解消されることは考えにくく、支援の必要性は長期にわたって継続する事例が多い。にもかかわらず一律に1年とすることは、制度の合理性に欠けると言わざるを得ない。

さらに、1年ごとの更新手続きは、地方自治体にとっても大きな事務負担となっている。加えて、更新漏れや連絡の不備などによる人的ミスが発生するリスクも否定できず、被害者の安全が損なわれる事態を招きかねない。

こうした課題を踏まえ、既に一部の地方自治体からは、地方分権改革に関する提案募集を通じて、延長手続きの簡素化や支援措置期間の柔軟化を求める提案も出されているところである。

よって、中野区議会は、政府に対し、支援措置の期間のあり方について、被害者の負担軽減と安全性の確保を最優先に据え、自動継続を含む柔軟な制度設計の検討を早急に行うよう下記の事項を強く要望する。

記

- 1 支援措置の期間を一律1年とする現行の取扱いを見直し、被害者の状況に応じた柔軟な期間設定を可能とすること。
- 2 自動継続制度の導入を含め、更新手続きの負担を抜本的に軽減する仕組みを検討すること。
- 3 期間の見直しに当たっては、被害者の安全確保を最優先とし、虚偽申出の防止など必要な措置を併せて講ずること。

- 4 見直しの検討状況について、地方自治体及び関係団体に適切に情報提供を行うとともに、意見を聴く機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

あて

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

中野区議会議長名

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書（案）

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

よって、中野区議会は、政府に対し、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求める。

記

- 1 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保
学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受け入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。
- 2 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用
こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こどもの生活支援強化事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。
- 3 アウトリーチ型支援と情報発信の強化
自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用した支援情報の発信体制を拡充すること。
- 4 困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充
生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引き上げや、体験格差・進学格

差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

あて

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

中野区議会議長名

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、中野区議会は、政府に対し、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

- 1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策
改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。
- 2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣
猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。
- 3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化
マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。
- 4 ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立
被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速

に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

- 5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底
地震後の余震や降雨に伴う土砂災害等による二次災害を防ぐため、地殻変動・
斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避
難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

あて

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

中野区議会議長名

裁量労働制の拡大に反対する意見書（案）

日本経済団体連合会は、労働生産性の向上や多様な働き方への対応を目的に、裁量労働制の対象業務を拡大することを求め、現在、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会で裁量労働制の見直しが議論されています。

裁量労働制は、仕事の進め方を「労働者の裁量に委ねる必要がある」と労使が認めた業務に従事する労働者に適用されるものであり、何時間働いても、あらかじめ決められたみなし労働時間分の賃金しか支払われません。業務の遂行手段や時間配分に裁量はあるとされますが、肝心の業務量には裁量がありません。「裁量労働制実態調査」では、適用労働者の平均労働時間は非適用労働者より長く、特に企画業務型適用労働者の1日の平均労働時間は9時間15分となるなど、裁量労働制によって長時間労働が強いられています。とりわけ深刻なのは、過労死ラインである月80時間の残業時間を超える労働者のうち、裁量労働制適用労働者の方の割合が高いことです。

労働災害、過労死を防止するためには長時間労働を是正することが必要ですが、裁量労働制の適用はそれと逆行するものであり、適用対象の拡大はそうした労働者を増やすことにつながります。

よって、中野区議会は、政府に対し、裁量労働制の拡大をしないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

中野区議会議長名

残業指導見直しの撤回を求める意見書（案）

厚生労働省は企業に対して残業を月４５時間以内に減らすよう求めていた指導方針を、９月１日から見直しました。

労働基準法は労働時間について、１日８時間・週４０時間以内に定めています。しかし、労働基準法第３６条に基づく労使協定（３６協定）を結んだ場合、月４５時間、年間３６０時間、特別条項を結べば、年間７２０時間もの残業が可能となります。

過労死は、残業時間が月４５時間を超えると発症の危険が高まります。そのため、労働基準監督署は健康障害のリスクが高まるのを防ぐため、残業を月４５時間以内に削減するよう一律に指導してきました。今回の見直しは、残業時間を基準にした指導を改めて、健康確保措置の実施状況を確認するものにするとともに、３６協定締結を支援する窓口を設置するなど、長時間労働を助長・常態化し、過労死を温存させる危険があります。

よって、中野区議会は、政府に対し、残業指導見直しの撤回を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

中野区議会議長名

陸上自衛隊中央情報隊による「情報収集」の解明を求める意見書（案）

陸上自衛隊の中央情報隊の対外情報部門である「現地情報隊」が、自衛官の身分を隠して「愛国心」や「対自衛隊感情」などの思想信条に関する情報や、性的嗜好や異性関係、身体的特徴などの個人情報を収集していたとする報道がなされています。

自衛隊の活動は憲法および自衛隊法や個人情報保護法などの法律に基づき行われなければなりません。小泉防衛大臣は、こうした「情報収集」活動について、「不適切な活動は確認されていない」などと述べていますが、個人の機微な情報を組織的に収集・共有することがどのような必要性和法的根拠に基づき、どの範囲まで収集され、誰が管理・共有しているのかについて、国民の理解を得られるだけの説明が必要です。

また、防衛省は収集した個人情報について、「行政文書に該当しない」、「自衛隊の情報収集能力が明らかになる恐れがある」として、存否を明らかにしておらず、公文書管理法違反を訴える隊員による公益通報にも1年以上回答していません。政府がどの程度把握していたのか、現場の活動が憲法や法律に基づいて行われていたのか、活動内容が適切に報告・監督されていたのかという点も重要です。

よって、中野区議会は、国会および政府に対し、陸上自衛隊中央情報隊による「情報収集」の解明を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

防衛大臣

内閣官房長官

中野区議会議長名

資料 3

議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和 8 年第 3 回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

別紙 1

議 事 日 程

令和8年(2026年)10月16日午後1時開議

日程第1

- 第64号議案 昭和区民活動センター新築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第65号議案 仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等新築工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第66号議案 仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第67号議案 昭和区民活動センター新築に伴う電気設備工事請負変更契約
- 第68号議案 大和西児童館内装改修等工事請負契約
- 第69号議案 弥生児童館内装改修等工事請負契約
- 第70号議案 中央公園再整備工事請負契約
- 第71号議案 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第72号議案 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第73号議案 中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 第74号議案 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例
- 第75号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第76号議案 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第77号議案 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第78号議案 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第79号議案 中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 第80号議案 中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 第 8 1 号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 3 号議案 中野本郷小学校校舎新築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 8 4 号議案 中野本郷小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 8 5 号議案 中野本郷小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 8 6 号議案 平和の森小学校校舎新築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 8 7 号議案 塔山小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 8 8 号議案 啓明小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 8 9 号議案 上鷺宮小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 9 0 号議案 明和中学校跡施設代替校舎改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第 9 1 号議案 第七中学校校舎新築に伴う電気設備等工事請負契約
- 第 9 2 号議案 第七中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約
- 第 9 3 号議案 中野本郷小学校新校舎用什器類の買入れについて
- 第 9 5 号議案 和解及び損害賠償額の決定について

日程第 2

- 第 8 2 号議案 旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額の変更について

日程第 3

- 第 9 4 号議案 令和 8 年度中野区一般会計補正予算

日程第 4

- 第 1 0 号陳情 中野区における住宅宿泊事業及び旅館業に関する条例改正スケジュールの見直し及び丁寧な検討を求める陳情
- 第 1 2 号陳情 中野区の民泊及び旅館業の解説書を作成して下さい
- 第 1 3 号陳情 「中野区宿泊事業者協議会」開設を求める陳情
- 第 2 1 号陳情 民泊及び旅館業の標識掲示を徹底して下さい

日程第 5

- 第 1 7 号陳情 中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画改定に係る有識者会議の公開と区民との意見交換の場を求める陳情（2 項、3 項、4 項、5 項及び 6 項）

日程第 6

第 18 号陳情 区長記者会見放送は不都合なカットをしないで放送して下さい

日程第 7

第 20 号陳情 中野サンプラザ跡地の地盤調査を実施し、結果を区民に公開することを求める陳情

日程第 8

令和 8 年特別区人事委員会勧告等について

日程第 9

株式会社まちづくり中野 21 の経営状況を説明する書類の提出について

○議事の順序（令和8年10月16日）

（1）開議

（ ）（日程追加、先議）

日程第 、同意第1号「中野区副区長選任の同意について」

※上程、区長の説明、質疑・委員会付託・討論省略、採決（ ）

（2）日程第1、第64号議案から第81号議案まで、第83号議案から第93号議案まで 及び第95号議案の計30件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（3）日程第2、第82号議案「旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額 の変更について」

※上程、委員長報告、討論、採決（電子採決）

（4）日程第3、第94号議案「令和8年度中野区一般会計補正予算」

※上程、委員長報告、討論、採決（電子採決）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 、議員提出議案第 号「DV等被害者支援措置としての住民基本台帳閲覧制限等の期間見直しを求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 、議員提出議案第 号「夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 、議員提出議案第 号「「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「裁量労働制の拡大に反対する意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「残業指導見直しの撤回を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「陸上自衛隊中央情報隊による「情報収集」の解明を
求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(5) 日程第4、第10号陳情、第12号陳情、第13号陳情及び第21号陳情の計4件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（陳情ごとに分けて採決）

○第10号陳情の採決（電子採決）

○第12号陳情の採決（電子採決）

○第13号陳情の採決（電子採決）

○第21号陳情の採決（簡易）

(6) 日程第5、第17号陳情「中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画改定に係る有識者会
議の公開と区民との意見交換の場を求める陳情」

（2項、3項、4項、5項及び6項）

※上程、委員長報告、討論、採決（項ごとに分けて採決）

○2項について採決（電子採決）

○3項について採決（簡易）

○4項について採決（簡易）

○5項について採決（電子採決）

○6項について採決（電子採決）

(7) 日程第6、第18号陳情「区長記者会見放送は不都合なカットをしないで放送して下さい」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（電子採決）

(8) 日程第7、第20号陳情「中野サンプラザ跡地の地盤調査を実施し、結果を区民に公開
することを求める陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（電子採決）

(9) 日程第8、令和8年特別区人事委員会勧告等について

(10) 日程第9、株式会社まちづくり中野21の経営状況を説明する書類の提出について

(11) 陳情の継続審査（継続審査件名表）

※継続審査について陳情ごとに分けて採決（電子採決）

○第16号陳情「中野サンプラザにある航空障害灯の点灯を求める陳情」

○第7号陳情「中野区議会議員のSNS利用に関するリテラシー向上および研修の
実施を求める陳情」

(12) 常任委員会の所管事務継続調査（継続調査件名表）

(13) 議会運営委員会の所管事項継続調査（継続調査件名表）

(14) 散会・閉会

令和 8 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 8 年 10 月 13 日 (火)
特別区人事委員会

初任給引上げのほか、係長級以上は昨年を上回る改定
早期に昇格する職員の層に重点的な引上げ改定

- 公民較差：15,126 円 (3.72%)
- 月例給：【初任給】Ⅰ類：9,500 円増 Ⅲ類：9,500 円増
係長級以上は昨年を上回る改定
早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
- 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を 0.1 月引上げ
（現行 4.9 月→5.0 月）期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与：約 30 万 4 千円の増（公民比較対象職員）

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和 8 年 4 月）

職 員 数	民間従業員と比較した職員		
	職 員 数	平均給与月額	平 均 年 齢
57,935 人	34,642 人	406,175 円	38.6 歳

2 民間給与実態調査の内容（令和 8 年 4 月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 1,029 民間事業所を調査（調査完了 603 事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
421,301 円	406,175 円	15,126 円 (3.72%)

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
5.02 月分	4.90 月	0.12 月

Ⅱ 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現 行 給 料 月 額	改 定 後 給 料 月 額	改 定 額
I 類	232,000 円	241,500 円	9,500 円
Ⅲ 類	200,300 円	209,800 円	9,500 円

- ・係長職以上の役割の重要性が高まっていることや昇任意欲醸成の観点から、3級以上は令和7年を上回る改定
- ・有為な人材の確保・定着のため、早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の上上げ
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、国の改定を参考とし、民間の再雇用者の水準に見合ったものとなるよう、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定

(2) その他の給料表

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.9月→5.0月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和8年4月1日 特別給：条例の公布の日

（参考1）公民較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
12,605 円	0 円	2,521 円	15,126 円

（参考2）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,932 千円	約 7,236 千円	約 304 千円

（参考3）モデルケースによる試算

○ケース1 係員（1級29号給、22歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
278,400円	289,800円	11,400円	約4,705千円	約4,927千円	約222千円

○ケース２ 係長（３級 37 号給、35 歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
401,040円	419,640円	18,600円	約6,935千円	約7,302千円	約367千円

○ケース３ 課長（５級 41 号給、45 歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
659,760円	680,520円	20,760円	約11,317千円	約11,768千円	約451千円

○ケース４ 部長（６級 3 号給、50 歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
779,040円	803,400円	24,360円	約13,478千円	約14,021千円	約543千円

(注) 1 「差」は、端数処理をしているため、「改定後」から「改定前」を引いた値と一致しない場合がある。

2 給与月額及び年間給与は、給料（行政職給料表（一））、地域手当（20%）及び管理職手当を基礎に算出

Ⅲ 公衆衛生医師の給与制度

公衆衛生医師は、東京都、特別区、八王子市及び町田市間で一体的な配置管理がなされていること、職務給の原則を考慮すると、東京都と同様の給料表構造とすることが適当であるため、医療職給料表（一）について東京都の医療職給料表（一）との均衡を考慮した改定を行う。

Ⅳ 今後の給与制度

国の人事制度の見直しが示されたため、特別区においても、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、特別区の実情も勘案した上で、給与制度の見直しについて検討が求められる。

人事・給与制度に関する意見

1 特別区を支える人材の確保と育成（P12）

- ・特別区には多様な職務が存在するため、職務ごとに求められる能力や専門性を明確化し、各職員が意識しながら従事できるよう積極的に共有を図ることが重要である。
- ・求められる職員像を共有し、人材の確保と育成を推し進めることで、区民サービスの向上につながる。

2 時代に応じた採用制度の見直し（P13）

■現在の社会情勢を踏まえた人材確保策の検討

- ・業務の在り方を見直しや、リスキリング等将来を見据えた様々な取組を視野に入れる必要がある。
- ・「採用試験・選考の検討」と「採用PRの充実」は人材確保策の要であり、引き続き任命権者とともに戦略的に進める。

■採用環境を踏まえた採用制度の実施

- ・経験者採用試験・選考へのS P I導入、経験者及び障害者の採用選考の2次選考を任命権者へ委任、I類採用試験の秋試験の技術系職種の拡大や受験可能年齢を大学3年生相当に引き下げるなど、受験者にとって受験しやすい制度を実施する。
- ・特別区が就職・転職先として選ばれる、採用試験・選考の在り方を検討する。

■採用P R等の戦略的な展開

- ・各区におけるインターンの受け入れや採用説明会の開催等は、特別区への就職意欲が高まり職員が定着する上でも重要であるため、今後も各区ならではの取組の強化を期待する。
- ・職員が、なぜ特別区を志望し受験したかの情報はP R活動の方向性を的確に定める糸口であり、職員が求める勤務環境等を参考に、より訴求力が見込まれるP R活動を検討されたい。
- ・昨今の人材確保の厳しさは、将来の区政運営に影響を与えるため、本委員会は今後も任命権者とともに採用P Rにおいて様々な手法を用い、人材確保に取り組む。

■障害者の雇用促進

- ・法定雇用率を達成している区は依然として少ない状況であり、障害者雇用促進のより一層の取組が必要である。
- ・障害者が安定的に長く働ける環境づくりも重要であり、障害者雇用の質を向上し、障害者一人ひとりがより活躍できる職場の実現に努められたい。

3 人材の育成（P 15）

■人事評価制度の適切な運用

- ・人事評価の着眼点や基準を明確にし、評価に対する職員の納得を得るとともに、透明性や公平性のある制度運用を図られたい。
- ・年間を通じた双方向コミュニケーションは、職員の人事評価に対する納得性を高めるとともに効果的な人材育成につながる。

■職員の組織的かつ計画的な人材育成

- ・職員が職場に定着し、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮していくためにワークエンゲージメントの向上が必要である。
- ・若手・中堅層職員の退職者が増加傾向にあり、様々な経験を重ねている職員の離職は将来の区政運営の危機であり、各区における早急な対策が必要である。
- ・多様なバックグラウンドを持つ職員が増加しており、全ての職員が公務員として職務遂行に必要なノウハウを習得するため、研修、O J T、日常のコミュニケーションを組み合わせ、組織的かつ計画的な人材育成を行われたい。

■管理職・係長職の育成

- ・管理職を目指す人材を育成し、確保していくために、職員に将来を見据えたキャリアプランを意識させ、チャレンジする機運醸成、ロールモデルとなる管理職像の共有等が必要である。
- ・管理職の過重な負担を回避し、業務効率の最大化や職員の人材育成につなげるため管理職が管理する職員数が適正になるよう配慮するとともに、担当業務領域を明確化する必要がある。

■女性活躍の更なる推進

- ・アンコンシャス・バイアスに対する理解を深め、女性が活躍できる職場づくりに努められたい。
- ・女性のキャリア形成を支援、促進する職場環境の実現が必要であり、各区は職員の働き方や業務の在り方について不断の見直しに取り組まれない。

■高年齢層職員の能力及び経験の活用

- ・新たな業務に対するリスクリングの機会の付与による能力開発が必要であり、これまでの業務で培われたノウハウを存分に発揮していくため、本人の意向も考慮し、職務経験を活用できる人員配置を行うことも大切である。
- ・役職定年制の特例任用は、若手・中堅層職員の活躍の機会を阻害することのないよう、適切に運用する必要がある。
- ・勤務延長型特例任用は、制度趣旨を踏まえ、求められる要件に基づき適正に運用されたい。

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（P19）

- ・職員の働きやすさと組織の安定的・持続的発展を実現するために、勤務制度の柔軟化を図ることや、適切な運用を支える環境を整備することが重要である。
- ・仕事と生活の両立支援には、管理職の役割がますます重要となるため、管理職をサポートする体制を組織全体で整える視点を持つ必要がある。

■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

（勤務環境の制度・整備等）

- ・テレワーク、時差勤務及びフレックスタイム制は、職員の事情に合わせた働き方を可能とし、休暇不足による離職抑制も期待できる。
- ・コミュニケーション等への影響があることから、業務等の実情や特性に応じた制度導入、運用を検討し、柔軟な勤務環境の整備を推し進められたい。
- ・テレワーク等の導入により、業務の進行管理に係る管理職の負担増加が懸念されるため、管理負担を軽減するための環境整備も図られたい。

（仕事と生活の両立支援）

- ・育児休業について、職員が職場への配慮やキャリアに対する不安を抱かず、希望する期間の育児休業を取得できるような取組を進められたい。
- ・介護については、職員が必要とした際に申出がしやすい風土の醸成や、相談対応の負担を軽減する方策について検討されたい。
- ・休暇制度の整備・活用に限らず、様々な面からの両立支援を通し、短時間勤務を含む全ての職員が能力を最大限発揮できる職場づくりが望まれる。

■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

（長時間労働の是正）

- ・超過勤務を縮減するには、超過勤務の要因を整理・分析・検証し、その結果を踏まえ、様々な方策を駆使することが重要である。

- ・教職員を取り巻く勤務環境の整備に向けては、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要である。
- ・所属の長たる管理職が年次有給休暇を取得することにより、所属全体が休暇を取得しやすい雰囲気となれば、各職員の積極的・計画的な休暇取得を後押しできる。

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・メンタルヘルス不調に至る要因は様々な上、状況等が変化する場合もあることから、対策としては、職場の責任者である管理職によるきめ細かな対応が求められる。
- ・管理職を対象とした対応力強化に向けた研修の企画・実施や、管理職が適時に必要な連絡・相談をすることができる体制の整備等、組織的対策を推進する必要がある。
- ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止対策として効果的と考えられることから、これを習得するための研修を実施されたい。

(ハラスメントの根絶)

- ・全職員対象のハラスメントの知識・理解を深めるための研修や、管理職対象の問題発生時における適切な行動に関する研修等、効果的な研修を企画・実施されたい。
- ・相談窓口の担当の相談援助技術等の向上を図り、また、外部相談窓口を設置するなど、相談体制の一層の充実・強化に努められたい。
- ・多くの窓口職場を有する特別区では、カスタマー・ハラスメントは切実な課題であり、その防止に向け、実態を十分に把握し、必要な措置を適正に講じられたい。

2 区民からの信頼の確保（P25）

- ・不祥事防止は組織全体で取り組むべき課題であり、管理職向けの研修とともに、全職員を対象とした研修を実施されたい。
- ・懲戒処分の指針・公表基準の公表は、区民に対する説明責任を果たす取組として欠かせないものである。
- ・職員行動指針又は行動規範の策定に積極的に取り組み、また、策定後においては、そのアップデートの検討や職員への継続的な周知・浸透に努められたい。

資料 5

令和 8 年第 3 回定例会

陳 情 継 続 審 査 件 名 表

《建設委員会付託》

第 1 6 号陳情 中野サンプラザにある航空障害灯の点灯を求める陳情

《議会運営委員会付託》

第 7 号陳情 中野区議会議員の SNS 利用に関するリテラシー向上および研修の実施を求める陳情

常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 8 年第 3 回定例会

総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴及び広報について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 シティプロモーション及び観光について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

令和8年 第4回定例会日程表（案）

<会期16日間 11月26日～12月11日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	12日	木		
	13日	金		1 議会運営委員会
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		
	17日	火		5 請願・陳情締切
	18日	水		
	19日	木		1 議会運営委員会 5 一般質問通告締切
	20日	金		
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	火		
	25日	水		
	26日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	27日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
12月	1日	火		
	2日	水		1 常任委員会
	3日	木		1 常任委員会
	4日	金		1 常任委員会
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 特別委員会（防災特）
	8日	火		1 特別委員会（SWC特）
	9日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	10日	木	（ 事 務 整 理 日 ）	
	11日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和9年 第1回定例会日程表（第1案）

資料 8

<会期 31日間 2月10日～3月12日>

月	日	曜	午 前	午 後
1月	27日	水		1 議会運営委員会
	28日	木		
	29日	金		
	30日	土		
	31日	日		
2月	1日	月		5 請願・陳情締切
	2日	火		
	3日	水		1 議会運営委員会
	4日	木		5 一般質問通告締切
	5日	金		
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		
	9日	火		
	10日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	11日	木	（ 建 国 記 念 の 日 ）	
	12日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	16日	火		
	17日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
	18日	木	（ 予 算 検 討 日 ）	
	19日	金	10 予算特別委員会（総括質疑）	（終了後）予算特別委員会理事会
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	10 予算特別委員会（総括質疑）	
	23日	火	（ 天 皇 誕 生 日 ）	
	24日	水		1 予算分科会
	25日	木		1 予算分科会
	26日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	27日	土		5 請願・陳情締切
	28日	日		
3月	1日	月	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）
	2日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（予算議決・議案上程）
	3日	水		
	4日	木		1 常任委員会
	5日	金		1 常任委員会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		1 特別委員会（防災特）
	9日	火		1 特別委員会（SWC特）
	10日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	11日	木	（ 事 務 整 理 日 ）	
	12日	金	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和9年 第1回定例会日程表（第2案）

資料 9

<会期 32日間 2月12日～3月15日>

月	日	曜	午 前	午 後
1月	28日	木		1 議会運営委員会
	29日	金		
	30日	土		
	31日	日		
2月	1日	月		
	2日	火		5 請願・陳情締切
	3日	水		
	4日	木		1 議会運営委員会
	5日	金		5 一般質問通告締切
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		
	9日	火		
	10日	水		
	11日	木	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	16日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	17日	水		
	18日	木	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
	19日	金	(予 算 検 討 日)	
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	10 予算特別委員会（総括質疑）	（終了後）予算特別委員会理事会
	23日	火	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	水	10 予算特別委員会（総括質疑）	
	25日	木		1 予算分科会
	26日	金		1 予算分科会
	27日	土		
	28日	日		
3月	1日	月	(事 務 整 理 日)	
	2日	火	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	水	10 議会運営委員会	1 本会議（予算議決・議案上程）
	4日	木		
	5日	金		1 常任委員会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		1 常任委員会
	9日	火		1 特別委員会（防災特）
	10日	水		1 特別委員会（SWC特）
	11日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	12日	金	(事 務 整 理 日)	
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）